

HN-342-G62
アクリック2000GL G62
安全データシート

発行日 2025-6-23

改定日 2025-6-23
改定番号 1

1: 化学品及び会社情報

製品コード HN-342-G62
製品名 アクリック2000GL G62
安全データシート 番号 DZ100053701-2503
種類 特殊合成樹脂塗料

安全データシートの供給者の詳細

製造者
関西ペイント 株式会社
グローバル自動車第1本部 第1技術部
530-0001
大阪市北区梅田1丁目13番1号大阪梅田ツインタワーズ・サウス
28階
TEL:06-6499-5003
緊急連絡電話番号 06-6499-5003

化学品の推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 自動車補修用.
推奨されない用途 情報なし

2: 危険有害性の要約

GHS 分類

引火性液体	区分 3
急性毒性(吸入) - 蒸気	区分 3
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2B
発がん性	区分 1B
生殖毒性	区分 1B
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	
区分 2 中枢神経系, 腎臓, 肝臓, 呼吸器系.	
区分 3 呼吸器刺激性, 麻酔作用.	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	
区分 1 呼吸器系, 中枢神経系.	
区分 2 神経系, 聴覚器官.	
水生環境有害性 短期(急性)	区分 3
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3

GHSラベル要素



注意喚起語

危険

危険有害性情報

H226 - 引火性液体及び蒸気
H320 - 眼刺激
H331 - 吸入すると有毒
H335 - 呼吸器への刺激のおそれ
H336 - 眠気又はめまいのおそれ
H350 - 発がんのおそれ
H360 - 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H371 - 臓器の障害のおそれ
H372 - 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
H402 - 水生生物に有害
H412 - 長期継続的影響によって水生生物に有害

以下の臓器の障害のおそれ: 中枢神経系, 腎臓, 肝臓, 呼吸器系.

長期にわたる、又は反復ばく露による以下の臓器の障害: 呼吸器系, 中枢神経系.

長期にわたる、又は反復ばく露による以下の臓器の障害のおそれ: 神経系, 聴覚器官.

注意書き

予防

- ・使用前に取扱説明書を入手すること
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと
- ・保護手袋/保護衣および眼/顔面保護具を着用すること
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること
- ・取扱い後は顔、手、露出した皮膚をよく洗うこと
- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと
- ・環境への放出を避けること
- ・容器を接地しアースをとること
- ・火花を発生させない工具を使用すること
- ・静電気放電に対する措置を講ずること
- ・熱/高温のもの/火花/裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙
- ・容器を密閉しておくこと
- ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/機器を使用すること
- ・涼しいところに置くこと

対応

- ・ばく露又はばく露の懸念のある場合: 医師の診断/手当てを受けること
- ・特別な処置が必要である(このラベルの補足的な応急措置の説明を見よ)
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること
- ・眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること
- ・眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当てを受けること
- ・皮膚(または髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を水【またはシャワー】で洗うこと
- ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること
- ・医師に連絡すること
- ・気分が悪いときは医師に連絡すること
- ・火災の場合: 消火するために乾燥した砂、粉末消火剤又は耐アルコール泡消火剤を使用すること

保管

- ・施錠して保管すること
- ・換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと

廃棄

・内容物／容器は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること

3: 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名	CAS番号	重量%	日本GHS分類
酢酸ブチル	123-86-4	40 - 50	Eye Irrit. 2B Aquatic Acute 3 STOT SE 3 Flam. Liq. 2
二酸化チタン	13463-67-7	10 - 20	STOT RE 1
メチルイソブチルケトン	108-10-1	10 - 20	Eye Irrit. 2B STOT RE 1 STOT SE 3 Carc. 1B Acute Tox. Inh. (Vap) 3 Flam. Liq. 2
キシレン	1330-20-7	1 - 3	Aquatic Chronic 2 Skin Irrit. 2 Eye Irrit. 2 Aquatic Acute 2 Asp. Tox. 1 STOT RE 1 STOT SE 1 STOT SE 3 Repr. 1B Acute Tox. Inh. (Vap) 4 Acute Tox. Der. 4 Flam. Liq. 3
エチルベンゼン	100-41-4	1 - 3	Aquatic Chronic 2 Eye Irrit. 2B Aquatic Acute 1 Asp. Tox. 1 STOT RE 1 STOT SE 3 Repr. 1B Carc. 2 Acute Tox. Inh. (Vap) 4 Flam. Liq. 2
非晶質シリカ(シリカゲル、沈降シリカに限る)	7631-86-9	0.1 - 0.5	Eye Irrit. 2 STOT RE 1 STOT SE 3 Carc. 1A
メタクリル酸メチル	80-62-6	0.1 - 0.5	Skin Irrit. 2 Eye Irrit. 2 Aquatic Acute 3 STOT RE 1 STOT SE 1 STOT SE 3 Skin Sens. 1 Resp. Sens. 1 Acute Tox. Inh. (Vap) 4 Self-react. Type G Flam. Liq. 2
アクリル酸ブチル	141-32-2	0.1 - 0.5	Skin Irrit. 2 Eye Irrit. 2A Aquatic Acute 2

			STOT RE 1 STOT SE 1 Skin Sens. 1A Acute Tox. Inh. (Vap) 3 Acute Tox. Der. 4 Self-react. Type G Flam. Liq. 3
--	--	--	---

この製品には、呼吸器感作性区分 1/1B に分類される物質が 0.1 ~ 1.0% 以上含まれています。この製品には、皮膚感作性区分 1/1B に分類される物質が 0.1 ~ 1.0% 未満含まれています。

化学物質管理促進法

化学物質排出把握管理促進法(PRTR) 第4条(i)(a)または第4条(i)(b)に示された特定の状況における関連物質の量は、示されている変換係数に基づいて算出される(変換係数情報が利用可能でない場合は安全係数 = 1)

化学名	政令名称	含有率 %	区分	政令番号	管理番号
メチルイソブチルケトン		10	第1種指定化学物質	1-472	737
キシレン	キシレン	1.5	第1種指定化学物質	1-103	80
エチルベンゼン	エチルベンゼン	1.4	第1種指定化学物質	1-73	53

労働安全衛生法

安衛法 通知対象物質

労働安全衛生法第57条の2、施行令別表第9第1号、第2号、施行令別表第3第3号

リスク評価が必要な有害物質

労働安全衛生法第57条の3

化学名	省令の名称	CAS番号	含有率 %
酢酸ブチル	酢酸ブチル	123-86-4	44
二酸化チタン	酸化チタン(IV)	13463-67-7	11
メチルイソブチルケトン	メチルイソブチルケトン	108-10-1	10
キシレン	キシレン	1330-20-7	1.5
エチルベンゼン	エチルベンゼン	100-41-4	1.4
非晶質シリカ(シリカゲル、沈降シリカに限る)	結晶質シリカ	7631-86-9	0.47
メタクリル酸メチル	メタクリル酸メチル	80-62-6	0.26
アクリル酸ブチル	アクリル酸ノルマルブチル	141-32-2	0.26

トリメチルベンゼン(混合物)の合算量はPRTRの表を参照のこと。

特定化学物質障害予防規則

化学名	CAS番号	区分	政令番号
メチルイソブチルケトン	108-10-1	第2類特定化学物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号)	2-33-2
エチルベンゼン	100-41-4	第2類特定化学物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号)	2-03-3

毒物及び劇物取締法

該当しない

4: 応急措置

一般的なアドバイス

ばく露又はばく露の懸念のある場合: 医師の診断/手当てを受けること。治療を行う医師にこの安全性データシートを示すこと。直ちに医師の手当てを受ける必要がある。

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移すこと ばく露又はばく露の懸念のある場合：医師の診断／手当てを受けること 呼吸が停止している場合には、人工呼吸を行うこと。直ちに医師の手当てを受けること 直ちに医師の手当てを受ける必要がある 負傷者がその物質を飲み込んだり吸入した場合には口移し法は使わないこと。一方向弁を備えたポケット・マスク又は他の適切な呼吸医療装置を使用して人工呼吸を行うこと 呼吸が困難な場合には、(資格のある者が)酸素吸入を行うこと
皮膚に付着した場合	汚染された衣服及び靴を脱ぎ、直ちに石けんと多量の水で洗うこと 症状が続く場合には、医師に連絡すること
眼に入った場合	直ちに少なくとも15分間まぶた(瞼)の裏側まで多量の水で洗うこと 洗っている間は眼を大きく広げてたままにすること 受傷部をこすらないこと 症状が続く場合には、医師に連絡すること 刺激が生じて長引くときは、医師の手当てをうけること コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること
飲み込んだ場合	無理に吐かせないこと 口をすすぐこと 意識のない者には、何も口から与えてはならない 直ちに医師または中毒情報センターに連絡すること
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	咳および/または喘鳴 呼吸困難 高濃度の蒸気を吸入すると、頭痛、めまい、疲労、吐き気及び嘔吐のような症状を引き起こすおそれがある 長期にわたり接触すると発赤及び刺激を引き起こすおそれがある
応急処置を行う者本人の保護	すべての着火源を排除すること。医療者が物質の関与を認識していることを確認し、彼ら自身の保護及び汚染の拡大を防止するための措置を講じること。指定された個人保護具を使用すること。詳細は項目8を参照。負傷者がその物質を飲み込んだり吸入した場合には口移し法は使わないこと。一方向弁を備えたポケット・マスク又は他の適切な呼吸医療装置を使用して人工呼吸を行うこと。蒸気やミストを吸い込まないこと。
医師に対する特別な注意事項	症状に応じて治療すること。

5: 火災時の措置

適切な消火剤 使ってはならない消火剤	粉末消火剤、二酸化炭素(CO ₂)、水噴霧、耐アルコール泡消火剤。 高圧水で漏出物を散乱させないこと 棒状水を使用しないこと 棒状強化剤を使用しないこと
特有の危険有害性	発火のリスク、製品及び空容器を熱源及び着火源から遠ざけること。火災の場合には、水噴霧でタンクを冷却すること。燃焼残留物や汚染された消火水は現地の規制に従って廃棄しなければならない。
危険有害性燃焼生成物	一酸化炭素、二酸化炭素(CO ₂)。
消火活動を行うものの特別な防具と予防措置	消火を行う者は自給式呼吸器及び消火活動用の完全装備を着用しなければならない。個人用保護具を使用すること。
特定の消火方法	- 適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。 - 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 - 指定の消火器もしくは消火設備を使用する。 - 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。 - 消火活動は風上より行う。 - 周辺火災に対応して、消火活動を行うこと。

6: 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	人員を安全な区域に退避させること、指定された個人保護具を使用すること、詳細は項目8を参照。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること、十分換気されているか確認すること、人員を漏出／漏えい(洩)の風上に遠ざけること、全ての着火源を排除すること(近接区域は喫煙とし、裸火、火花又は火炎を排除すること)、フラッシュバックに注意すること、静電気に対する予防措置を講ずること、製品を取り扱うときは使用する全ての器材を接地すること、漏出物に触れたりその上を歩いたりしないこと、蒸気やミストを吸い込まないこと。
緊急対応を行う者のための保護具	項目8で推奨されている個人用保護具を着用すること。
環境に対する注意事項	項目7および8に記載の保護措置を参照のこと。安全に対処できるならば、それ以上の漏えい(洩)又は漏出を防ぐこと。製品が排水路に入らないようにすること。
封じ込め方法	リスクを伴わずに可能ならば漏えい(洩)を止めること、漏出物に触れたりその上を歩いたりしないこと、蒸気抑制泡を使用して蒸気を減らすことができる。流去水を回収するために液体流出物のかなり前方に堤防を築くこと、排水路、下水溝、排水溝、水路に入らないようにすること、後で廃棄するために土、砂又はその他の不燃性材料に吸収させて容器に移すこと。
浄化方法	静電気に対する予防措置を講ずること、せき止めること、不活性吸収材料で吸収すること、回収して適切に表示された容器に移すこと。
二次危険有害性の予防 その他の漏出時の措置	汚染された物体及び区域を環境規則に従って十分に浄化すること。 ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。・着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。・衝撃・静電気火花が発生しない材質の用具を用いて回収する。 ・乾燥砂・土・その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。
その他の情報	その区域を換気すること、項目7および8に記載の保護措置を参照のこと。

7: 取扱い及び保管上の注意

取り扱い 安全取扱注意事項	個人用保護具を使用すること、熱/高温のもの/火花/裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙、静電気の放電、火災又は爆発を防止するために、この物質を移動するときは接地及びアース接続を使用すること、火花を発生させない工具及び防爆型の機器を使用すること、スプリンクラーが装備された区域に保管すること、包装容器のラベルに記載の指示に従って使用すること、産業衛生安全対策規範に従って取り扱うこと、皮膚、眼又は衣類との接触を避けること、この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと、汚染された衣類及び靴を脱ぐこと、蒸気やミストを吸い込まないこと、換気が不十分な場合、適切な呼吸用保護具を着用する、製品の取り扱いを閉鎖系内に限定するか適切な排気式換気を設けること、汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
衛生対策	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと、汚染された作業衣は作業場から出さないこと、機器、作業区域及び衣類を定期的にクリーニングすることが推奨される、休憩前および製品の取扱い直後に手を洗うこと、皮膚、眼又は衣類との接触を避けること、蒸気やミストを吸い込まないこと、汚染された衣類および手袋は脱ぎ、再使用する前に内側を含めて洗濯すること。
保管 安全な保管条件	容器を密閉して乾燥した涼しく換気のよい場所に保管すること、熱、火花、炎及び他の着火源(例えば、点火バーナー、電気モーター及び静電気)から遠ざけること、適切な表示のある容器に保管すること、可燃性物質の近くには保管しないこと、スプリンクラーが装備された区域に保管すること、個別の国内規制に従って保管すること、現地の規則に従って保管すること、施錠して保管すること、子供の手の届かない場所に保管すること、日光から遮断する。

こと。

8: ばく露防止及び保護措置

ばく露ガイドライン

化学名	日本産業衛生学会	労働安全衛生法 作業環境評価基準 - 管理濃度	ACGIH TLV	労働安全衛生法 濃度基準値
酢酸ブチル 123-86-4	TWA: 100 ppm TWA: 475 mg/m ³	150 ppm	TWA: 50 ppm STEL: 150 ppm	-
二酸化チタン 13463-67-7	TWA: 0.3 mg/m ³ nanoparticles TWA: 2 mg/m ³ total particulate matter TWA: 1.5 mg/m ³ respirable particulate matter	-	TWA: 0.2 mg/m ³ nanoscale respirable particulate matter TWA: 2.5 mg/m ³ finescale respirable particulate matter	-
メチルイソブチルケトン 108-10-1	TWA: 50 ppm TWA: 205 mg/m ³	20 ppm	TWA: 20 ppm STEL: 75 ppm	-
キシレン 1330-20-7	TWA: 50 ppm TWA: 217 mg/m ³	50 ppm	TWA: 20 ppm	-
エチルベンゼン 100-41-4	TWA: 87 mg/m ³ TWA: 20 ppm S*	20 ppm	TWA: 20 ppm Ototoxicant - potential to cause hearing disorders	-
メタクリル酸メチル 80-62-6	TWA: 2 ppm TWA: 8.3 mg/m ³	-	TWA: 50 ppm STEL: 100 ppm dermal sensitizer	-
アクリル酸ブチル 141-32-2	-	-	TWA: 2 ppm dermal sensitizer	-

技術的対策

シャワー
洗眼場
換気システム。

環境ばく露防止

情報なし。

適切な設備対策

・排気装置を付け蒸気が滞留しないようにする。・液体の輸送・汲取り・攪拌等の装置は接地する。・取扱い場所の近くに高温・発火源となるものが置けない設備にする。・屋内塗装の場合、自動塗装機を使用する等、作業者が直接ばく露されない設備にするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるようにする。・タンク内部等の密閉場所で作業する場合、底部まで十分に換気できる装置を取付ける。・長時間取り扱う場合、給排気が十分にとればばく露を受けない設備にする。

保護具

保護具

呼吸用保護具

・有機ガス用防毒マスクを着用する。・密閉された場所では送気マスクを着用する。
適切な呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

適切な手袋を着用する。不浸透性手袋。

眼／顔面の保護具

密封性の高い安全ゴーグル。

皮膚及び身体の保護

適切な保護衣を着用する。長袖の衣類。耐薬品性エプロン。帯電防止長靴。

9: 物理的及び化学的性質

物理的及び化学的性質に関する情報

外観	情報なし	
物理的状态	液体	
色	緑系	
臭い	有機溶剤臭	
特性	値	備考・方法
融点 / 凝固点		情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	117.0 - 124.5 °C / 243 - 256 °F	
可燃性		情報なし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界		
爆発又は可燃の上限界(%)	15	
爆発又は可燃の下限界(%)	1.2	
引火点	24.0 °C / 75 °F	
自然発火点	370 °C / 698 °F	情報なし
分解温度		情報なし
pH		情報なし
粘度		
動粘性率	> 20.501	
動的粘度		情報なし
水への溶解度	データなし	情報なし
溶解度		情報なし
分配係数(n-オクタノール／水)		情報なし
蒸気圧(Pa)	2133	情報なし
密度及び／又は相対密度		
相対密度(g/cm ³ :20°C)	0.940	
相対ガス密度		情報なし
粒子特性		
粒径		該当しない
粒径分布		該当しない

その他の情報

爆発性	情報なし
酸化特性	情報なし

10: 安定性及び反応性

安定性及び反応性	情報なし。
化学的安定性	・標準的な条件では反応しない。
危険有害性反応危険性	通常のプロセスではない。
避けるべき条件	熱、炎及び火花、過剰な熱
混触危険物質	提供された情報に基づき知見なし。
爆発データ	
静電放電に対する感度	該当する。
機械的衝撃に対する感度	なし。
その他の危険性情報	・廃塗料等を焼却する場合、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ処理する。 または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。 ・特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約

をして処理をする。・この製品を含んだ布・紙・ハケ・ローラー・ダストなどを堆積したり丸めたまま放置しないこと。

環境影響
・漏洩、廃棄の際、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

11: 有害性情報

急性毒性

毒性の数値尺度 - 成分情報

化学名	経口LD50 mg/kg(ラット)	LD50(経皮、ラット、mg/kg)	吸入LC50 - 4時間 - ガス - ppm	吸入LC50 - 4時間 - 蒸気 - mg/L	吸入LC50 - 4時間 - 粉じん/ミスト - mg/L
酢酸ブチル	10736	17600	-	-	-
二酸化チタン	2500	10000	-	-	5.09
メチルイソブチルケトン	2080	16040	-	3	-
キシレン	3500	1700	-	27.57	-
エチルベンゼン	3500	15400	-	11	27.5
非晶質シリカ(シリカゲル、沈降シリカに限る)	5110	5000	-	-	-
メタクリル酸メチル	7800	5000	-	29.04	-
アクリル酸ブチル	3143	1700	-	10.3	-

略語及び頭文字

Rat: ラット
Rabbit: ウサギ

症状
眼の発赤および流涙を引き起こすおそれがある。咳および/または喘鳴、呼吸困難、高濃度の蒸気を吸入すると、頭痛、めまい、疲労、吐き気及び嘔吐のような症状を引き起こすおそれがある。長期にわたり接触すると発赤及び刺激を引き起こすおそれがある。

製品情報

経口	この化学物質または混合物の特定試験データはない。
吸入	この化学物質または混合物の特定試験データはない。吸入すると有毒である。(成分に基づく)。眠気又はめまいのおそれ、気道刺激を引き起こすおそれ。
皮膚接触	この化学物質または混合物の特定試験データはない。軽度の皮膚刺激。
眼接触	この化学物質または混合物の特定試験データはない。眼刺激、発赤、掻痒感、及び痛みを引き起こすおそれがある。
皮膚腐食性／皮膚刺激性	成分データに基づく分類、軽度の皮膚刺激。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	成分データに基づく分類、眼刺激。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	情報なし。
生殖細胞変異原性	情報なし。
発がん性	発がん性が知られている又は発がん性が疑われる物質を含んでいる。成分データに基づく分類、発がんのおそれ。

生殖毒性

成分データに基づく分類. 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ.

特定標的臓器毒性 - 単回ばく露

国または地域で採用され、安全データシートが準拠している世界調和システム(GHS)の分類基準に基づき、この製品は急性のばく露に起因して全身標的臓器毒性を引き起こすと判定されている。(STOT SE). 臓器の障害のおそれ. 呼吸器への刺激のおそれ. 眠気又はめまいのおそれ.

以下の臓器の障害のおそれ: 中枢神経系, 腎臓, 肝臓, 呼吸器系.

特定標的臓器毒性 - 反復ばく露

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害.

長期にわたる、又は反復ばく露による以下の臓器の障害: 呼吸器系, 中枢神経系.

長期にわたる、又は反復ばく露による以下の臓器の障害のおそれ: 神経系, 聴覚器官.

誤えん有害性

情報なし.

12: 環境影響情報

生態毒性

長期継続的影響によって水生生物に有害.

化学名	96時間 LC50(魚類 - mg/l)(96HLCF)	48時間 EC50(ミジンコ - mg/l)(48HECD)	72時間 IC50(藻類 - mg/l)(72HICA)	NOEC(魚類)	NOEC(甲殻類)	NOEC(藻類に対する毒性)
酢酸ブチル	18	-	-	-	-	296
メチルイソブチルケトン	505	1250	-	57	7.8	-
キシレン	3.3	7.4	-	-	-	-
エチルベンゼン	3.7	0.42	-	-	0.956	-
メタクリル酸メチル	-	48	-	-	3.5	86
アクリル酸ブチル	2.42	-	-	-	-	-

残留性・分解性

情報なし.

生態蓄積性

情報なし.

土壌中の移動性

情報なし.

オゾン層への有害性

情報なし.

他の有害影響

情報なし.

13: 廃棄上の注意

残留物/未使用製品からの廃棄物

環境中に放出してはならない. 現地の規則に従って廃棄すること. 環境法律に従って廃棄物を廃棄すること.

汚染された梱包

空のコンテナは火災や爆発の危険を引き起こす可能性がある. 容器を切ったり、穴を開け

たり、溶接したりしてはならない。

その他の危険性情報

・廃塗料等を焼却する場合、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ処理する。
または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
・特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。・この製品を含んだ布・紙・ハケ・ローラー・ダストなどを堆積したり丸めたまま放置しないこと。

14: 輸送上の注意

共通

取扱い及び保管上の注意の記載に従う。容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、崩れ防止を確実にすること。

国内規制

陸上輸送

消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合、それぞれの該当法律に定められた運送方法に従う。

海上輸送

荷送り人は運送者に運搬注意書(イエローカード等)を交付する。

航空輸送

船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空法に定めるところに従うこと。

IMDG

UN番号またはID番号

2929

品名(国連輸送名)

2929 - その他の毒物(有機物)(液体)(引火性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)

国連分類(輸送における危険有害性

クラス)

容器等級

II

ADR

IATA

日本

緊急時対応指針番号

131

15: 適用法令

国内規制

化学物質管理促進法

該当する 詳細情報については項目3を参照

消防法

第4類 第2石油類

労働安全衛生法

詳細情報については項目3を参照

特定化学物質障害予防規則

特定化学物質等(第2類物質)―労働安全衛生法施行令別表第3(第6条、第17条、第21条、第22条関係、および特定化学物質等障害予防規則)

労働者に対し健康診断を行わなければならない有害物質

健康診断 - 労働安全衛生法第66条、労働安全衛生法施行令第22条、及び特定化学物質等障害予防規則、別表第5

有機溶剤中毒予防規則

第2種有機溶剤等―労働安全衛生法施行令別表第6の2(第6条、第21条、第22条関係、および有機溶剤中毒予防規則)

特別管理物質

特定化学物質等障害予防規則第38条の3及び第38条の4の対象となる特定化学物質

安衛法 通知対象物質

安衛法通知対象物質: 労働安全衛生法施行令別表第9(労働安全衛生法第57条の2および労働安全衛生規則第34条の2の4関係)

リスク評価が必要な有害物質

労働安全衛生法第57条の3

労働安全衛生法 名称等を表示すべき危険物及び有害物

安衛法表示対象物質：労働安全衛生法施行令別表第9(労働安全衛生法第57条の2および労働安全衛生法規則第33条関係)

労働安全衛生法 作業環境評価基準 - 管理濃度

作業環境測定を行うべき作業場(労働安全衛生法施行令第21条及び作業環境評価基準 - 実行上の管理レベル)。詳細な仕様については、SDSの項目8を参照。

発がん性物質に関するガイドライン

労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する化学物質

皮膚等障害化学物質

化学名	含有率 %
キシレン 1330-20-7	1.5

毒物及び劇物取締法

該当しない

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

下表は、記載されている、該当すると考えられるカット オフ 値を超える成分を示す

化学名	CAS番号	化審法
メチルイソブチルケトン	108-10-1	優先評価化学物質
キシレン	1330-20-7	優先評価化学物質
エチルベンゼン	100-41-4	優先評価化学物質

大気汚染防止法

大気汚染防止法第3条に排出基準が規定されている大気汚染物質

大気汚染防止法第17条、第1段落及び大気汚染防止法施行令第10条で定める事故時の措置の対象となる特定物質

大気汚染防止法第2条、第4段落で定める揮発性有機化合物

大気汚染防止法第2条、第1段落、第3項及び大気汚染防止法施行令第1条で定める有害物質(HAP)

16: その他の情報

発行日 2025-6-23

改定日 2025-6-23

改訂記録 SDSの余白にある記号(*)は、その行が改訂されたことを示す。

安全データシート で使用されている略語及び頭文字のキー又は凡例

凡例 項目8: ばく 露防止及び保護措置

TWA	TWA(時間加重平均)	天井値	最大限界値
Sk*	皮膚兆候	+	感作性物質

誤えん有害性	Asp. Tox.
急性毒性(経口)	Acute Tox. Oral
急性毒性(経皮)	Acute Tox. Der.
急性毒性(吸入) - ガス	Acute Tox. Inh. (Gas)
急性毒性(吸入) - 蒸気	Acute Tox. Inh. (Vap)
急性毒性(吸入) - 粉塵/ミスト	Acute Tox. Inh. (Dus/Mis)
皮膚腐食性/皮膚刺激性	Skin Corr./Skin Irrit.
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	Eye Dam. /Eye Irrit.
呼吸器感作性	Resp. Sens.
皮膚感作性	Skin Sens.

生殖細胞変異原性	Muta.
発がん性	Carc.
生殖毒性	Repr.
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	STOT SE
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	STOT RE
水生環境有害性 短期(急性)	Aquatic Acute
水生環境有害性 長期(慢性)	Aquatic Chronic

本SDSの編集に使用した主要参考文献およびデータ源
日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」
日本塗料工業会「GHS対応SDSラベル作成ガイドブック」
ザックス 有害物質データブック

免責事項

このSDSはJIS Z 7252:2019の要求事項に準拠しています。
このSDSはJIS Z 7253:2019の要求事項に準拠しています。
この安全データシートに記載されている内容は、発行日時点の知見、情報に基づき正確を期したものです。ここに記載されている情報は当該製品の安全な取扱い、使用、加工処理、保管、運搬、廃棄、漏えい時の処理など指針とすることのみを目的としたものであり、いかなる保証をするものではなく、また品質仕様ではありません。本文中に明記されている場合を除き、他の何らかの材料と組み合わせて使用した場合、または何らかのプロセスに使用した場合には、有効でなくなる場合があります。
当該製品の危険・有害性に関する情報および評価は原材料の情報から推定したものであり、必ずしも十分なものではありません。
ご使用者の責任において安全な取扱い方法を決めください。
このSDSは、新しい知見により予告なく改訂することがあります。
この安全情報は国の規制を含む、(社)日本塗料工業会の基準に基づくものでありますが、地方自治体の規制情報は含まれていません。安全作業や排出・廃棄等の場合に配慮すべきことは、当該自治体の規制に従い対処してください。

安全データシートの終わり